

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月26日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

鳥取県教育委員会規則第4号

鳥取県立高等学校学則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立高等学校学則（昭和51年鳥取県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後	改正前
(休業日) 第5条 略 2 略 3 定時制の課程の休業日については、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。 4 略	(休業日) 第5条 略 2 略 3 定時制の課程又は専攻科の休業日については、第1項第3号及び第5号の規定にかかわらず、校長が別に定めるところによる。 4 略
(卒業) 第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書（様式第2号）を授与しなければならない。	(卒業又は修了) 第10条 校長は、所定の全課程を修了したと認めた生徒に対して、卒業証書（様式第1号の4）又は修了証書（様式第2号）を授与しなければならない。
(証明書の交付) 第11条 校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書その他の証明書を交付することができる。	(証明書の交付) 第11条 校長は、必要があると認めるときは、単位修得証明書、学習成績証明書、在学証明書、卒業証明書、 <u>修了証明書</u> その他の証明書を交付することができる。
第14条 略 2 全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第2号の2）を校長に提出しなければならない。 3・4 略	第14条 略 2 全日制又は定時制の課程の第1学年への入学の許可を受けようとする者は、入学許可願（様式第3号の2）を校長に提出しなければならない。 3・4 略
第15条 <u>削除</u>	(<u>専攻科への入学</u>) 第15条 <u>前2条の規定は、専攻科への入学について準用する。</u>

第2条 鳥取県立高等学校学則の一部を次のように改正する。

様式第2号を削り、様式第1号の4を様式第2号とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。